

姫路市医師会看護専門学校 履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第11条及び第12条第7項の規定に基づき、授業時間、成績の評価及び単位の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(登校日及び授業時間)

第2条 学校長が定める登校日及び授業時間は、次のとおりとする。

課程	学科名	学年	登校日	授業時間	備考
看護専門課程	看護学科 (3年課程 全日制)	1年次～ 3年次	月～金曜日	9:00～16:10	原則として週30時間以内

(欠席)

第3条 1日を通して、講義、臨地実習等に出席しない場合は、欠席として取扱う。

2 欠席をする者は、学校長に欠席届(様式第28号)を提出しなければならない。

(欠課)

第4条 1時間の授業において15分を超える欠時間がある場合は、欠課として取扱う。

2 欠課をする者は、学校長に欠課届(様式第27号)を提出しなければならない。

(欠席日数の不算入)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、欠席日数に算入しない。

(1) 学校保健安全法に定める感染症に罹患し、健康管理規程第5条第3項に規定する出席停止の場合

(2) 自然災害による交通機関の途絶、交通ストライキなど不可抗力により出席できない場合

(3) その他不慮の事故等、学校長が特別に認めた場合

2 前項の各号に該当する者は、学校長に欠席届を登校後直ちに、理由を証明する書類を添えて提出しなければならない。

3 学校長は、第1項の各号に該当する者に、授業時間以外に履修の機会を与えることができる。

(授業科目の先修要件)

第6条 次の各号の臨地実習については、専門分野の指定された授業科目の単位を修得した後でなければ履修することができない。

(1) 基礎看護学実習Ⅰは、看護学概論の単位を修得した後でなければ履修することができない。

(2) 基礎看護学実習Ⅱは、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、臨床看護総論、看護過程、コミュニケーション技法及びフィジカルアセスメント、看護倫理の単位を修得した後でなければ履修することができない。

(3) 他の臨地実習は、基礎看護学実習Ⅰ及び基礎看護学実習Ⅱの単位を修得し、かつ当該科目の概論を単位取得した後でなければ履修することができない。

(授業科目の評価)

第7条 授業科目の評価は、筆記、口述、レポート、実技、実習など担当教員が適当と認めた方法で行う。

2 授業科目の評価は、次に定める時期に行う。

- (1) 授業科目の終了後
- (2) その他、担当教員が必要と認めるとき
- 3 担当教員が複数の場合の評価は、各教員の授業時間数で点数を配分し、総得点で評価する。
(追試験)

第8条 追試験を受けることができる者は、次の各号の一に該当し、学校長がやむを得ないと認めた場合とする。

- (1) 第5条第1項に該当する場合
- (2) 病気又は事故等による場合
- 2 前項に該当する者は、追試験願（様式第5または第6号）を登校後1週間以内に学校長に提出しなければならない。
- 3 追試験の評価は、9割とする。

(再評価)

第9条 再評価は、第7条第1項に規定する方法で行い、1回限りとする。

- 2 再評価を受ける者は、評価を受けた後1週間以内に再評価願（様式第7号）を学校長に提出するとともに、学科については1,000円の再評価料を納入すること。また、臨地実習については、再評価願〔臨地実習用〕（様式第8号）を学校長に提出するとともに、実習日数に1,000円を乗じて得た額を再評価料として納入しなければならない。
- 3 再評価が60点以上であっても、成績の評価は60点として取扱う。

(再履修)

第10条 単位未修得の授業科目がある者は、再履修しなければならない。

- 2 再履修する場合、学科は再履修願（様式第9号）、臨地実習は再履修願〔臨地実習用〕（様式第10号）を再評価後1週間以内に学校長に提出しなければならない。
- 3 単位を一度修得した者は、再履修できない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月13日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成22年3月31日以前の入学生及び転入生については当該入学年度の規程を適用する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。